

# 令和6年度坂戸市入所選考基準表

## ■基準点数（父、母それぞれいずれか一項目に該当）

No.	項目	基準	父	母	備考	
1	就労	月160時間以上の就労を常態（又は海外赴任）	21	21	就労時間の取扱いについては、就労証明書の記載例をご確認ください。 1か月4週として計算します。保育所等の開所時間外（夜間、日曜日等）の勤務も含む。海外赴任の場合、海外赴任がわかるものを提出してください。	
		月150時間以上の就労を常態	20	20		
		月140時間以上の就労を常態	19	19		
		月120時間以上の就労を常態	18	18		
		月100時間以上の就労を常態	17	17		
		月80時間以上の就労を常態	16	16		
		月64時間以上の就労を常態	14	14		
		月64時間未満の就労を常態とし、これから勤務を増やす予定 内職	10 10	10 10		
2	出産	絶対安静を要する場合（診断書にその旨の記載のある場合）	—	24		
		普通妊娠	—	22		
3	疾病・障害	入院	1か月以上の入院、入院予定	24	24	診断書から保育ができない状態が判断できない場合は10点とします。
		居宅	自身の起居にも困難があり、保育ができない状態（診断書にその旨の記載のある場合）	24	24	
			自身の身のことはできるが、保育ができない状態（診断書にその旨の記載のある場合）	17	17	
			自身の症状改善のため、保育をしないことが望ましい状態	10	10	
		障害	身体1級、精神1級、療育④・A	22	22	
			身体2級、精神2級、療育B	19	19	
身体3級、精神3級、療育C 上記以外の障害	16 12		16 12			
4	看護・介護	月64時間以上の親族等の看護・介護 ※長期入院等をしている親族を含む。	14	14		
5	災害等	震災、風水害、火災等の災害復旧にあたっての状態	25	25		
6	就学	月120時間以上の就学	18	18	就学に該当するのは、学校教育法に規定する学校、専門学校等。職業能力開発促進法等に規定する職業訓練校等	
		月64時間以上の就学	14	14		
		就学時間が月64時間未満	10	10		
7	求職	求職活動を行っており、活動を証明する書類を提出	1	1		
		求職活動を行う	0	0		
8	その他	不存在(死亡・離婚・離婚調停中・未婚・失踪・その他)	22	22		

## ■優先事項

No.	項目	父	母	備考
1	ひとり親	+8		
2	生活保護世帯	+2		
3	生計中心者の失業（会社都合によるもの）※離職証明書の提出がある場合	+5		
4	DV、児童虐待	+30		
5	集団保育可能で、かつ集団保育を必要とする障害児（医師の診断書等がある場合）	+3		
6	育児休業からの復帰	+3	+3	
7	育児休業取得により退園し、育児休業明けに同園に再入園の場合	+15		
8	当該児童の希望する保育所に、既にきょうだいが入所している。	新園児 転園児	+4 +10	事業所内保育施設入所者（従業員枠）は新園児とします。
9	保育を受けようとする年度の前年度から市内地域型保育施設による保育を受けている児童 ※優先事項No.10、No.11、調整事項No.7との併用不可	+4		
10	市内地域型保育施設の卒園児童（3歳児クラスの4月入所選考のみ適用） ※優先事項No.9、No.11、調整事項No.7との併用不可	+15		
11	令和6年4月1日時点で市民であり、令和6年3月末まで市外保育施設を利用している。（4月入所選考のみ適用） ※市外保育施設とは、保育所、地域型保育施設、認定こども園 ※優先事項No.9、No.10、調整事項No.7との併用不可	+15		事業所内保育施設入所者（従業員枠）は除く

## ■調整事項

No.	項目	父	母	備考
1	就労実績未記入 ※就労・就学内定、育児休業中は除く	-3	-3	
2	就労実績 ※育児休業中は除く ※証明日の直近3か月の実績のうち、最も勤務時間の多い月を対象とする。	月160時間以上	+2	+2
		月128時間以上	+1	+1
		月96時間未満	-1	-1
		月64時間未満	-2	-2
3	単身赴任	+1		
4	保育士等の資格を持ち、市内保育施設に勤務している。	+15	+15	保育施設とは、保育所・地域型保育施設・認定こども園・認可外保育施設等 内定及び資格取得予定を含みます。
		+5	+5	
		+13	+13	
5	市内放課後児童クラブ、市内児童センターに勤務している。			
6	申込児童を含め、世帯内に未就学児童が2人以上いる。	(未就学児童数-1)の加減		
7	申込児童以外のきょうだいに介護の必要な障害を有している児童がいる。（当該児の介護を理由に申込の場合のみ）	+7		
7	当該児童が認可外保育施設等を利用している。 ※優先事項No.9、No.10、No.11との併用不可	16日以上が2か月	+4	認可外保育施設等とは、認可外保育施設、一時保育施設、市外保育所、市外地域型保育施設、市外認定こども園（2・3号認定）等が該当 認定こども園1号認定を含みます。
		証明日から3か月以内で、 16日以上が1か月 又は12日以上が2か月	+3	
		当該児童が幼稚園を利用している。	+1	
8	当該児童又はそのきょうだいにおいて、正当な理由なく保育料を3か月以上滞納している。	-30		
9	育児休業の延長を許容できるため、減点を希望する。	-100		
10	家庭状況等に特別な理由があり、福祉事務所長が保育を必要と認めた場合	その事情を勘案し、決定		